

●香川県告示第373号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ

〃 C 多度津町高見島高頂（竜王の森298メートル）

〃 D 多度津町高見島北端

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	4月11日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

2 免許予定日 令和3年4月11日

3 免許の存続期間 令和3年4月11日から令和5年9月30日まで

4 免許申請期間 令和3年1月8日8時30分から同日17時まで